

ウスイロヒヨウモンモドキ
保護増殖事業計画
(案)

令和 年 月 日

農林水産省
環 境 省

ウスイロヒョウモンモドキ保護増殖事業計画（案）

令和2年 月 日
農林水産省
環境省

第1 事業の目標

ウスイロヒョウモンモドキ（チョウ目タテハチョウ科）は、国内では中国山地を中心に分布している草原性のチョウ類である。かつては兵庫県から島根県にかけて不連続に分布していたが、近年、草原環境の消失や樹林化、過度な採集圧、さらに、ニホンジカの食害による食草の減少等により、本種の生息地及び生息数は激減している。

本事業は、本種の各個体群の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び違法捕獲防止対策を図るとともに、生息域外保全及び再導入等を実施することにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

兵庫県養父市、美方郡香美町、鳥取県鳥取市、岡山県新見市、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町の本種の生息地及びかつて生息が確認されていた地域並びに第3の3における飼育及び生息域外保全を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効率的に実施するため、必要に応じて以下の調査等を実施する。また、この結果、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査を実施する。

（1）生息状況等の調査及びモニタリング

生息が確認されている地域において、本種の生息域、成虫の発生数、卵塊数等の生息状況を把握し、その動向について定期的なモニタリングを行う。また、成虫が近年確認されていないがかつて生息が確認されていた地域においては、生息確認のための調査を行う。

（2）生息環境の調査及びモニタリング

生息地及びその周辺において、本種の幼虫の食草であるオミナエシやカ

ノコソウ、成虫の吸蜜植物であるオカトラノオ、ヨツバヒヨドリ、ノアザミ等を中心とした各種の生育状況や植生、地形、気象及び草原の管理状況等の調査を行い、その変化について定期的にモニタリングを行う。

(3) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

気象やニホンジカ等の食害による植生の変化等、本種の個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するとともに、その影響についてモニタリングを行う。

2 生息地における生息環境の維持、改善及び拡大

本種が自然状態で安定的に存続するためには、本種の食草や吸蜜植物が生育する草原環境の維持、改善及び拡大が必要である。近年個体数が激減または消滅した生息地の多くは、刈草が利用されなくなったことによる草原の消失や草原間ネットワークの消失、樹木の進出による草原面積の減少、さらにニホンジカの生息数の増加に伴う食草等の食害により、本種の生息に適した環境が失われつつある。

このため、本種の生態等に関する専門的知見を有する者の助言を参考としつつ、1で得られた知見等を踏まえた上で対応策を検討し、本種の生息に適した環境の維持及び拡大のため、生息地及びその周辺地域における関係者の協力体制を確立しつつ、必要に応じて、次の取組を行う。

なお、本種の生息地における土地利用や開発等の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう働きかける。

(1) 草原環境の維持・改善・拡大

本種の生息に必要な草原環境の維持のため、保全関係者や土地所有者等の協力を得て植生の管理を行う。樹林化により草原面積の減少が見られる場合には、本種の生息場所である草原環境の改善、拡大を図るため、土地所有者の許可を得て、必要に応じて伐採等を実施する。

(2) 食草の保護及び植栽

本種の安定的な生息を図る上で重要な箇所を抽出し、必要に応じてニホンジカ等の侵入防止等の対策を講じる。また、食草等の減少が生じた場合などにおいては、現地の野外から採取した種子の直播、食草等の栽培及び苗の植栽等、必要な対策を講じ、本種の食草等の維持・増殖を図る。

3 生息域外保全及び野生復帰の実施

本種の保存は、2の生息地における取組を基本とするが、生息環境の急激な悪化等により本種の野生個体群が消滅または激減したと考えられる生息地においては、必要性を十分に検討した上で、2の生息地における取組と並行して、本種の生息域外保全及び野生復帰（補強、再導入等）を実施する。

生息域外保全及び野生復帰の実施に当たっては、本種の生態等に関する専門的知識を有する者及び地域の保護団体等の意見を踏まえ、本種の遺伝的多様性や生態系への影響に留意する。野生復帰を行った地域においては、1の(1)等のモニタリングを実施し、生息状況の把握を行う。

4 生息地における違法な捕獲等の防止

本種の生息に対する大きな脅威となっている密猟者等による違法な捕獲を防止するため、地域の保護団体、警察等と連携しながら生息地における監視等を行う。また、インターネットにおける取引を含め、個体の違法な譲渡し等についても情報収集し、違反者に対しては厳正に対処するよう努める。

5 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、土地所有者、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民をはじめとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発及び情報発信を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働きかけるとともに、関係地域の自主的な活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、関係行政機関、土地所有者、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保全活動に参画する地域の保護団体、住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。